

2023年5月～6月総会 議決権行使指図結果

2023年5月～6月に株主総会が開催された国内企業のうち、当社の議決権行使の対象となった企業数は1,664社、議案数は17,294議案（会社提案：16,938議案、株主提案：356議案）でした。

当社では、「国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準」に基づき対象企業全ての議案を精査し、議決権を行使いたしました。議案種別行使指図結果は、以下の通りです。

議案種別行使指図結果

1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
会社機関に関する議案	取締役の選解任	11,269	2,098	0	0	13,367
	監査役の選解任	1,338	188	0	0	1,526
	会計監査人の選解任	45	0	0	0	45
役員報酬に関する議案	役員報酬（*1）	468	32	0	0	500
	退任役員の退職慰労金の支給	0	47	0	0	47
資本政策に関する議案 （定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	1,006	24	0	0	1,030
	組織再編関連（*2）	20	0	0	0	20
	買収防衛策の導入・更新・廃止	4	61	0	0	65
	その他 資本政策に関する議案（*3）	35	3	0	0	38
定款に関する議案		292	5	0	0	297
その他の議案		3	0	0	0	3
合計		14,480	2,458	0	0	16,938

（*1）役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

（*2）合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

（*3）自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
合計		57	299	0	0	356

なお、以下のような会社提案に対して反対といたしました。

（1）取締役の選解任

- ・業績の低迷による株主価値毀損の責任があると判断した場合
- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外取締役）

（2）監査役の選解任

- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外監査役）

（3）役員報酬

- ・役員賞与の支給対象者が、適切ではないと判断した場合

（4）買収防衛策の導入・更新・廃止

- ・経営者の忖意性を防ぐための仕組みが十分でない場合

(ご参考)

2022年7月～2023年6月総会 議決権行使指図結果

2022年7月～2023年6月に株主総会が開催された国内企業のうち、当社の議決権行使の対象となった企業数は2,414社、議案数は24,021議案（会社提案：23,617議案、株主提案：404議案）でした。

当社では、「国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準」に基づき対象企業全ての議案を精査し、議決権を行使いたしました。議案種別行使指図結果は、以下の通りです。

議案種別行使指図結果

1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
会社機関に関する議案	取締役の選解任	15,394	2,821	0	0	18,215
	監査役の選解任	1,818	256	0	0	2,074
	会計監査人の選解任	88	0	0	0	88
役員報酬に関する議案	役員報酬（*1）	677	50	0	0	727
	退任役員の退職慰労金の支給	0	81	0	0	81
資本政策に関する議案 （定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	1,419	30	0	0	1,449
	組織再編関連（*2）	37	0	0	0	37
	買収防衛策の導入・更新・廃止	5	77	0	0	82
	その他 資本政策に関する議案（*3）	91	3	0	0	94
定款に関する議案	758	8	0	0	766	
その他の議案	4	0	0	0	4	
合計		20,291	3,326	0	0	23,617

（*1）役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

（*2）合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

（*3）自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
合計		79	325	0	0	404

なお、以下のような会社提案に対して反対といたしました。

（1）取締役の選解任

- ・業績の低迷による株主価値毀損の責任があると判断した場合
- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外取締役）

（2）監査役の選解任

- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外監査役）

（3）役員報酬

- ・役員賞与の支給対象者が、適切ではないと判断した場合

（4）買収防衛策の導入・更新・廃止

- ・経営者の恣意性を防ぐための仕組みが十分でない場合